第11号様式記載の手引

１　この申告書の用途等

⑴　この申告書は、都道府県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する公共法人（法人税法第２条第５号の公共法人）及び公益法人等（法人税法第２条第６号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合、地方自治法第260条の２第７項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第７条の２第１項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第２条第２項に規定する特定非営利活動法人を含みます。）で法人税を課されないもの（法第25条の規定により非課税となるものを除きます。）が道府県民税の均等割を申告する場合に使用します。

⑵　この申告書は、４月30日までに事務所等所在地の都道府県知事に１通を提出してください。

２　各欄の記載のしかた

欄	記　載　の　し　か　た	留　意　事　項
１「※処理事項」		記載する必要はありません。
２「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
３　金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って記載します。	
４「同左の月数①」	この月数は、暦により計算し、１月に満たないときは、１月とし、１月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	
５「この申告によって納付すべき道府県民税の均等割額②」	⑴　この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。 ⑵　東京都に申告する場合には、「東京都に納付すべき均等割額②の計算」の欄の金額を合計した金額又は第６号様式別表４の３の⑧の欄の金額を記載します。	
６「東京都に申告する場合の②の計算」	この欄は、法人が東京都に申告する場合に次のように記載します。この場合において、その税額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。 ⑴　「特別区の区域分」の欄は、東京都の特別区のみに事務所等又は寮等を有する法人は、主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額を、東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人は、道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額を記載します。 ⑵　「市町村の区域分」は、東京都の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人が事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわりなく一の道府県分の均等割額を記載します。	